

睦沢町地域防災計画等改訂業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
睦沢町地域防災計画等改訂業務委託
- (2) 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和10年3月17日まで
- (4) 委託料上限額
20,240,000円（2か年総額、消費税及び地方消費税を含む。）
※提出を受けた参考見積書の金額により決定するが、上限額を超えた提案書は受付しない。
各年度の上限額は次のとおりとする。
令和8年度 8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度 11,440,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当部署
千葉県長生郡睦沢町 総務課 消防防災室
〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
電話：0475-44-5250
FAX：0475-44-1729
E-mail：bousai@town.mutsuzawa.chiba.jp
- (6) 応募に当たっての留意事項
 - ア) 本プロポーザルに参加するもの（以下、「応募者」という。）から本業務委託の一部の再委託を受けようとするもの（以下、「協力会社」という。）は、本プロポーザルの応募者や他の応募者の協力会社になることはできない。
 - イ) 各種の手続きにおいて、電子メールにより資料を提出する場合には、必ず担当部署に受信確認をすること。

2 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) ちば電子入札共同システムによる令和8・9年度睦沢町競争入札参加資格名簿の「種別：コンサル」に登録されているものであること。
もしくは、ちば電子入札共同システムによる令和8・9年度千葉県競争入札参加資格名簿の「種別：コンサル」に登録されているもので、参加表明書の提出までに、睦沢町への団体追加申請に必要な手続きを行い、審査中であること。この場

合、団体追加申請が不認定となった時点で、本プロポーザルの参加資格を失う。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 参加表明書の提出から契約締結までの間に、睦沢町又は千葉県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 過去 6 か月の間に、不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (6) 当該年の直前 1 年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 千葉県又は隣接都県にサポートができるサービス拠点を有し、概ね 2 時間以内に睦沢町役場に到着できること。
- (10) 令和元年度以降に、元請けとして千葉県のいずれかの地方公共団体において、以下に示す同種業務の受託実績があること。
 - ア：総合計画策定業務
 - イ：国土強靱化地域計画策定業務
 - ウ：地域防災計画策定業務
 - エ：地域福祉計画策定業務
- (11) 以下に示す資格の認証取得（または各種認証取得後に社内レベルを見直した結果、自主的なシステムの構築により今までと同等レベルの運用が可能であると判断するケースを踏まえ、過去に認証取得している場合を含む。）していること。
 - ア：ISO/JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - イ：ISO/JISQ14001（環境マネジメントシステム）
 - ウ：JISQ15001（プライバシーマーク）

3 応募手続き

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間
プロポーザルに係る書類等は、本プロポーザルホームページから入手するものとする。
- (2) スケジュール
本プロポーザルの質問の受付から選定結果の公表に至るまでのスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、睦沢町の都合により予定が変更となる場合がある。なお、受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとす

る。

質問書の受付	令和8年4月2日(木)～令和8年4月10日(金)
参加表明書の受付	令和8年4月2日(木)～令和8年4月15日(水)
質問書への回答	令和8年4月17日(金)
参加資格確認 及びヒアリング通知	令和8年4月17日(金)
業務提案書の受付	令和8年4月20日(月)～令和8年5月19日(火)正午
選定審査会 (ヒアリング)	令和8年5月26日(火)～令和8年5月29日(金)(予定)
優先交渉権者の公表	令和8年6月上旬

(3) 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、令和8年4月2日(木)から令和8年4月10日(金)までに、質問書(様式第1号)により作成し、電子メールにより担当部署まで提出するものとする。電子メールの件名は、「睦沢町地域防災計画等改訂業務委託(質問書)」とし、電子メールの送信後には、必ず電話により受信確認をすること。

(4) 参加表明の受付

令和8年4月2日(木)から令和8年4月15日(水)までに、下記提出資料を電子メールにより担当部署まで提出するものとし、電子メールの送信後には、必ず電話により受信確認をすること。

ア(様式第2号)参加表明書

イ(様式第3号)応募者の業務実績等の資料

ウ(様式第4号)応募者の業務実績の概要

また、参加表明書提出後に辞退を希望する場合は、辞退届(任意様式)を提出することで辞退することができ、睦沢町は、辞退者に対して、今後不利な取り扱いを行わないものとする。

(5) 質問書への回答

上記(3)の質問に対する回答は、令和8年4月17日(金)に本プロポーザルホームページにて公表する。ただし、参加資格に関する質問への回答は、当該ページに随時公表する。電話、口頭等による質問への個別対応は行わない。

(6) 参加資格確認

上記(4)の参加表明書を提出した応募者に対し、参加資格を確認した結果につ

いて、電子メールにて個別に回答する。併せて参加資格を有すると認めたものにあつては、業務提案書の提出を要請する。

(7) 業務提案書の受付

令和8年4月20日（月）から令和8年5月19日（火）正午までに、下記提出資料を担当部署まで持参若しくは郵送（書留郵便にて令和8年5月19日（火）正午必着）にて提出するものとする。

下記提出資料ア～サの副本については、応募者及び協力会社の企業名が判明できる表現を使用しないものとし、1部ずつア～サの順にまとめ提出すること。

提出書類	提出部数
ア（様式第5号）業務提案書表紙	正本1部、副本10部
イ（様式第6号）管理技術者の業務実績	
ウ（様式第7号）管理技術者の業務実績の概要	
エ（様式第8号）協力会社の登録	
オ（任意様式）地域防災計画改訂支援業務について	
カ（任意様式）業務継続計画（BCP）策定支援業務について	
キ（任意様式）ハザードマップ作成支援業務について	
ク（任意様式）独自提案について	
ケ（任意様式）見積書	
コ（任意様式）見積書の積算内訳	
サ 上記電子データ（Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式）を記録したCD-ROM又はDVD-ROM	1部

(8) 選定審査会（ヒアリング）

ア 提案書を提出した応募者に対して、令和8年5月22日（金）にヒアリングの詳細（会場や時間、ヒアリング参加可能人数など）を電子メールにて通知する。

イ 様式第6号において管理技術者として届け出た者は、必ず出席すること。

ウ 様式第8号において届け出た協力会社の技術者は、審査会に出席することができる。

エ 業務提案書に基づく概略説明、選定委員による質疑応答の形式を想定しているため、新たな資料の用意は不要である。

オ 1者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間は説明（プレゼンテーション）15分、質疑10分の計25分とする。

カ プレゼンテーション順や時間などの詳細については、業務提案書提出期限後に電子メールにより、参加業者へ通知する。また、説明は提出された業務提案書を

基に実施するものとし、プロジェクターの使用はできない。
キ 欠席をした場合は、失格とする。

(9) 優先交渉権者の公表

選定結果については、令和8年6月上旬に、業務提案書を提出した応募者に通知するほか、本プロポーザルホームページにて公表する。

4 提出書類オ～クの記載要領

提案書に記載する際のフォントの種類や大きさについて、特段の指定はないが、提案書の読みやすさも評価の対象になることから、資料の見やすさに配慮して作成すること。

(1) 地域防災計画改訂等支援業務（オ～ク）について（任意様式）

ア 作成上の注意（A4判、片面7枚まで、図・表の使用は可）

以下の項目を含めた記述とすること。

- ① 令和元年以降の総合計画策定業務、国土強靱化地域計画策定業務、地域防災計画策定業務、地域福祉計画策定業務の契約実績を記載すること。
- ② 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載するものとし、業務全体概要、地域防災計画改訂支援業務、業務継続計画（BCP）策定支援業務、ハザードマップ作成支援業務の順に記載すること。

イ 評価の視点

- ・既存地域防災計画を考慮した上での提案となっているか。
- ・仕様書に基づく業務及び独自提案等が、本町の防災事業にとって、より充実する提案となっているか。

(2) 見積書及び積算内訳書（任意様式）

「1(4) 委託料上限額」を踏まえ、見積書（消費税及び地方消費税を除いた金額）を作成すること。また、積算内訳書は業務委託仕様書に示す業務内容に沿って記載すること。

5 業務提案書の評価方針

(1) 選定委員会の設置

公募型プロポーザル方式を適正かつ円滑に実施するために、『睦沢町地域防災計画改訂業務委託候補者選定委員会』（以下、「選定委員会」という。）を設置する。なお、選定委員会の委員は、睦沢町建設工事等指名業者選定審査会委員とす

る。

(2) 評価基準

選定委員会の委員が、以下の評価基準に基づいて評価する。

	評価項目	配点基準
応募者の評価	本業務に対する理解度	10
技術者の評価	業務実施体制	10
業務提案の評価	地域防災計画改訂業務について	15
	業務継続計画（BCP）策定支援業務について	15
	ハザードマップ作成支援業務について	15
	独自提案について	15
ヒアリングの評価	ヒアリングに関する事項	10
見積金額の評価	見積書の金額	10

(3) 優先交渉権の決定

評価点の合計が満点の 60%以上であるもののうち、合計得点が最も多い事業者に優先交渉権を与え、その次に得点が多い事業者を次点者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務提案書の参考見積額以内にて、優先交渉権者と契約を締結する。なお、協議が不調となった場合には、次点者と契約交渉を行う。

(2) 契約保証金

有り

(3) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

(4) 配置予定技術者

業務提案書に記載した配置予定技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできないものとする。

6 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルの参加に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類等は一切返却しない。また、提出書類の提出後の変更、再提出等は認めない。

イ 提出された業務提案書は、評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ウ 業務提案書の提出後、睦沢町の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。

エ 業務提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該資料を提出した応募者が負うものとする。

(3) 本プロポーザルに関する追加的情報の提示

本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本プロポーザルホームページに掲載するものとする。